

請 願 文 書 表

令和 3 年 第 1 回 中 津 川 市 議 会 （ 定 例 会 ）

令和 3 年 2 月 2 5 日 （ 木 ）

受理番号	請願第 4 号	受理年月日	令和 3 年 2 月 1 日
件名	請願書「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願」	紹 介 員	大 堀 寿 延
請願者	岐阜県中津川市津島町 1 - 2 5 中津川たばこ販売協同組合 理事長 井戸 俊作	付 託 委 員 会	総務企画委員会
<p>(1) 請願の要旨</p> <p>中津川市に納付される地方たばこ税の一部を、毎年予算計上の上、次のとおり分煙環境整備等に充てられることを強く求めます。</p> <ul style="list-style-type: none">・中津川市が所有・管理するいくつかの公共施設・場所のうち、その利用者から管理者のもとへ要望が寄せられている施設・場所において、または集客が多い施設・場所において、非喫煙者・喫煙者双方に配慮した箇所に喫煙場所を設置すること、および当該喫煙場所の日々の維持・管理をおこなうこと。 <p>(2) 請願の理由</p> <p>たばこ販売組合を組織する零細かつ経済基盤の弱いたばこ販売店は、たばこ販売事業者として、たばこ事業法の「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保および国民経済の健全な発展に資すること」との目的に沿い、地方財政及び地域社会の発展に貢献していると自負しております。中津川市でも平成 3 0 年度には 4 億 5 千万円以上の市町村たばこ税が納付され、これらは市民への行政サービスにつかわれているものと存じます。</p> <p>昨今、国内のたばこを取り巻く環境については、改正健康増進法の施行や地方自治体における独自の上乗せ条例・ガイドラインによる喫煙規制の強化、さらに度重なるたばこ税増税等により、私どもの営業は深刻な状態に陥っています。ご承知のとおり、令和 2 年 4 月 1 日からは改正健康増進法が全面施行され、喫煙できる機会が一層制約されましたので、今後さらに消費量が落ち込み、私どもの営業に大きな打撃が加わることは間違いありません。あわせて、市に納付される地方たばこ税についても、大きく減収するのではないかと考えられます。すでに中津川市における地方たばこ税の減収は進行しており、平成 2 6 年度に約 5 億 2 千万円あったものが、平成 3 0 年度には約 4 億 5 千万円、およそ 1 4 % 減少してい</p>			

ます。今後も右肩下がりの傾向が続けば、いずれ行政サービスの質・量が低下してしまうのではないかと心配しているところです。

さらに見逃せないのは、高額なたばこ税を負担している喫煙者の皆さんがたいへんつらい思いを強いられており、これについて私どもは行政に対して何らかの配慮を講ずるよう提言せざるを得ません。前述、改正健康増進法の全面施行により、喫煙者の皆さんは、飲食店をはじめとする第二種施設の多くで、屋内では一服を楽しむことができなくなってしまいました。しかたなく屋外に出て一服されているようですが、これはこれで望まない受動喫煙が生じたり、吸い殻のポイ捨て・歩きたばこの横行、さらに火災すら危惧されるところです。

私どもは、継続的安定的に税収を確保する観点から、また望まない受動喫煙の防止および環境美化の観点から、喫煙者を一方的に排除するのではなく、必要な場所に、必要な数の喫煙場所を適切に設け、非喫煙者と喫煙者が仲良く共存する環境を整えることが大切だと考えます。これは、望まない受動喫煙その他迷惑を防ぐことから非喫煙者の皆さんからも歓迎される施策ではないでしょうか。

たばこは、たばこ事業法で規定された合法の嗜好品であり、大人には喫煙のリスクに関する情報をもとに、喫煙するかしないかを自ら判断し、個人の嗜好として楽しむ自由があります。また税収面でも、地方財政においては平成30年度で9,900億円近く一般財源として大きく貢献しております。

令和2年度与党税制改正大綱において、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。」とされております。これを受けて、総務省自治税務局からも各自治体に対し、屋外分煙施設等の整備を図るために積極的な地方たばこ税の活用の検討を求める通知が発信されています。

以上の趣旨に基づき、本事項を強くお願いいたします。